◎新潟県告示第898号

生活保護法（昭和25年法律第144 号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定より、指定施術者等を次のとおり指定した。

平成25年７月19日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

氏名	名称	所在地	指定年月日
涌井　永一郎（あん摩・マッサージ）	じょんのび在宅マッサージ	中魚沼郡津南町大字谷内3465番地	平成25年６月３日
小海　健（柔道整復）	けやき整骨院	長岡市喜多町字下河原1000－１喜多町プラザ１F	平成25年５月15日
鈴木　健太郎（あん摩・マッサージ）	らいふマッサージ治療院新発田店	新発田市舟入町１丁目６－16－101号	平成25年６月12日
貝川　安雄（あん摩・マッサージ）	らいふマッサージ治療院上越店	上越市国府３－７－９	平成25年５月８日
貝川　安雄（はり・きゅう）	らいふマッサージ治療院上越店	上越市国府３－７－９	平成25年５月８日